

## 避難者訴訟 第6回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第6回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催  
第6回口頭弁論：2月26日（火）16：00から

2019年2月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 小野寺宏一（おのでらこういち） 080-5587-4269

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1 当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）+横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

#### (1) 当事者

原告： ・64世帯（31世帯+33世帯） 162名

- ・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である楢葉町、富岡町などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか  
福島原発被害弁護団

被告：東京電力ホールディングス株式会社

#### (2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金35億6400万円の賠償金の支払いをせよ。

#### 2 請求内容

##### (1) 基本的な考え方 [生活再建，再出発に必要な賠償を！]

原告らは、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。

そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。そのために、生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

本件はこうした観点から提起された避難者訴訟のうち、原告団グループとしては、3番目の集団の提訴事件である。

## (2) 損害賠償請求の内容

本件では、現在、請求内容はふるさと喪失慰謝料について提訴している。

ふるさとを喪失したことに対する慰謝料とは、かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する精神的被害に対する慰謝料であり、一人につき、金2000万円を賠償を、そしてその弁護士費用として200万円を加え合計2200万円を請求する。

## 第2 第6回口頭弁論の概要

### 1 訴訟の流れと第6回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

避難者訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告団までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

第3陣は、第7次提訴分と第8次提訴分の原告団です。

今回の第6回口頭弁論は、東電の主張に対する反論の機会です。

私たちは、原告団の多くの皆さんのふるさとである「富岡町論」を展開してきました（なお、富岡町以外の相双地区の被害については先行訴訟で既に指摘をしてきたところ）。前回の口頭弁論期日で、東電は「除染したので、もう問題無い。」「『さくらモールとみおか』も営業しているし、病院も再開した」との主張を出してきました。

今回の手続では、我々から「原発事故後の富岡は、事故前の富岡（ふるさとの富岡）とは全く異なる」ことについて、様々な角度から反論します。

富岡町に関する様々な統計資料や、原告代理人による建築確認の調査結果に基づいた、詳細な反論です（例えば、原告代理人による調査により、避難指示解除後に建てられた建物は、ほぼ除染作業員向けの宿舎であることが明らかになりました）。

また、裁判官に私たちの被害について理解を深めてもらうため、今回も原告本人の意見陳述も行ないます。

## 2 第6回期日の流れ

第6回は、トータル約30分程度の予定で、原告一名の意見陳述と原告代理人による意見陳述を行います。

## 3 第7回法廷

2019年4月23日（火）午後4時開始となる見込み。

この日も、当方の主張のさらなる補充（東電の責任論、避難慰謝料の主張、1陣判決の批判など。この全部ではなくその一部になると思われます。）を行います。

以 上